

四日市市告示第24号

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第15条の規定に基づき、四日市市文化会館、四日市市茶室及び四日市市三浜文化会館の指定管理者を次のように定める。

令和6年1月26日

四日市市長 森 智広

1 指定日 令和6年1月26日

2 公の施設名

- (1) 四日市市文化会館
- (2) 四日市市茶室
- (3) 四日市市三浜文化会館

3 指定管理者の名称及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
- (2) 所在地 三重県四日市市本町9番8号

4 指定期間 令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで

(シティプロモーション部文化課)